



群ト協発第 82 号
令和7年8月20日

会 員 各 位

一般社団法人群馬県トラック協会
会 長 武 井 宏



令和7年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動に対し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、近年急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するため、点検整備の確実な実施、自動車の安全確保・環境保全に取り組んでおり、今年度も9月、10月を強化月間として標記運動を実施する旨、通知がありました。

各事業者の皆様には、以下の実施項目を参照のうえ、社内における自動車の安全確保のための点検・整備の確実な実施及び保守管理について強力に推進するよう、管理者及び関係者への周知徹底をお願いいたします。

なお、実施要領等につきましては、群馬県トラック協会HPにも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

【実施期間】

「点検整備推進運動」：1年を通して実施

「点検整備推進運動強化月間」：令和7年9月から2ヶ月間

【実施項目】

(1) 「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌(紙)やホームページ等を活用し、大型トラック（車両総重量8トン以上）のホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検を実施する。

① 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

＜重点点検項目＞

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置		燃料もれ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ		ロッドのストローク	同左 機能
走行装置	ホイール		1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及び ホイール・ボルトの緩み 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	同左 同左 同左 1 ホイール・ナット及び ホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及び ディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリン グのがた

- ②トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、1回以上、上記①のホイール・ナットの緩み等の重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、交換後に点検を実施する。なお、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～ただしい交換作業手順を再チェック！～」の啓発資料を活用し、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。
- (2) 黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発
エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を自主的に実施する。

※「エア・クリーナの自主点検結果報告」は不要となりましたが、自主点検については各事業者において実施するようお願いいたします。